

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.7%
全職員	70.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.6%
本庁課長相当職	95.6%
本庁課長補佐相当職	96.9%
本庁係長相当職	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.4%
31～35年	93.9%
26～30年	92.3%
21～25年	87.4%
16～20年	98.6%
11～15年	91.3%
6～10年	88.3%
1～5年	86.4%

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

扶養手当について、受給者に占める女性の割合は14.3%となっている。

住居手当について、受給者に占める女性の割合は25.1%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。